

静岡県告示第624号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和4年9月9日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名CUMYL-CBMINACA）	令和4年9月9日
〔（2S, 4S）-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル〕〔（8R）-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル〕メタノン及びその塩類（通称名LSZ、LA-SS-Az）	令和4年9月9日
1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MFPVP）	令和4年9月9日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。